

西 条 市 長 選 挙

11月21日(日)告示

11月28日(日)投票

新西条市の首長を決める大切な選挙です。
みなさん、必ず投票に行きましょう。

問合せ

西条市選挙管理委員会
TEL(0897) 56-5151
(内線) 5622

投票時間 7時～20時

山間部の投票区投票所(市之川、加茂、大保木、黒谷、桜樹地区)の投票時間は短縮されていますので、投票所入場券等で確認してください。

投票所

従来 of 投票所を利用しますが、台風被害などで変更する場合があります。変更対象区域のかたへは、別途お知らせします。

投票できる人		<ul style="list-style-type: none"> ●選挙人名簿に登録されている人 ●昭和59年11月29日以前に生まれた人で、平成16年8月20日以前から西条市の住民基本台帳に登録され引き続き西条市に住所を有している人(転入してきた人は、平成16年8月20日までに転入届出をした人) <p>なお、合併前の2市2町区域内の移動は、西条市に住所を有している期間に通算されます。</p>		
投票所入場券		<p>基準日(11月20日)現在で選挙人名簿に登録されていて、西条市に居住している人に郵送・入場券が届いても、その後の異動等で投票日当日選挙権のない人は投票できません。</p> <p>・入場券が届いていない場合や紛失された場合でも、選挙人名簿に登録されていて当日選挙権がある人は投票できます。係員にそのことをお申し出ください。</p> <p>・入場券が届く前に、期日前投票を済ませた人の入場券については破棄してください。</p>		
選挙公報		<p>今回の西条市長選挙における選挙公報(候補者の政見等を記載したものは、新聞折込となります。(西条市庁舎、各総合支所、各公民館等に備え置きます。))</p> <p>新聞を購読されていないかたにつきましては、市選挙管理委員会までお申し出ください。郵便等によりお送りいたします。</p>		
市内転居者		<p>11月12日(金)までに届出をした人は、新しい住所の投票所で投票できます。</p> <p>11月13日(土)以降に届出をした人は、届出前の住所の投票所で投票できます。</p>		
期 日 前 投 票	できる人	<p>投票日当日に</p> <ul style="list-style-type: none"> ・仕事がある人 ・何らかの用務等で投票区域外にいる人 ・出産や手術で入院予定の人 <p>等</p>		
	期 間	11月22日(月)～11月27日(土)		
	時 間	8時30分～20時		
	場 所 と 利用者区分	<p>●期日前投票所は、西条市庁舎と3つの各総合支所に設けています。 該当する住所地の総合支所または西条市庁舎の投票所で投票できます。</p>		
		期日前投票所の場所		利用対象者
西条市庁舎		別館5階 全員協議会室	全市域の者	
東予総合支所		1階 ロビー	東予総合支所管内の者	
丹原総合支所	2階 選挙管理委員会分室	丹原総合支所管内の者		
小松総合支所	1階 会議室	小松総合支所管内の者		
必要なもの	<p>① 投票所入場券(届いていればご持参ください。)</p> <p>② 宣誓書(選挙管理委員会を用意しています。印鑑は不要です。)</p>			
録者の縦覧	期 間	11月21日(日)～11月22日(月)		
	時 間	8時30分～17時		
	場 所	西条市選挙管理委員会事務局		